

ご利用の手引き

資金名	立地資金（拠点地区進出貸付）			
目的	「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」の規定に基づく拠点地区への進出を行うのに必要な資金を円滑に融資し、本県産業の活性化と新たな雇用の創出を図り、本県産業の発展と地域経済の振興に寄与する。			
融資対象者	<p>拠点地区（工場立地促進地区、都市再生高度業務地区、工場跡地等再生促進地区）に進出する者で、次の①及び②のいずれにも該当する者</p> <p>① 県から、工場立地促進地区における工場立地事業、都市再生高度業務地区における高度業務事業、又は工場跡地等再生促進地区における再活性化事業に該当する確認を受けた者</p> <p>② 県内常用雇用者を11人（研究所では5人）以上雇用する者 ただし、促進地域（但馬地域、丹波地域、淡路地域、北播磨地域（西脇市及び多可町）、中播磨地域（神河町）及び西播磨地域（赤穂市、たつの市（旧新宮町の区域に限る。）、宍粟市、上郡町及び佐用町）内においては、県内常用雇用者を6人（研究所では5人）以上雇用する者</p>			
資金使途	「拠点地区」への進出に必要な設備資金（土地の購入費を含む）			
融資条件	利率	年0.75%	信用保証 必要に応じて保証（ただし、保証限度額は、1企業2億8,000万円、1組合4億8,000万円）	
	限度額	1企業・1組合 100億円 かつ、融資対象事業費の80%		保証人 保証協会又は金融機関の定めるところによる 担保 （第三者保証人不要）
	期間	15年以内（うち据置2年以内）	申込先	取扱金融機関
申込書類	<p>（信用保証が必要な場合）</p> <p>① 信用保証委託申込書（様式第1号） 1部（1部コピーして保管してください） （信用保証が不要な場合）</p> <p>① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）（P.96） 1部（1部コピーして保管してください）</p>			
添付書類	<p>② 兵庫県立地資金（拠点地区進出貸付）事業計画書（様式第10号）（P.106） 1部</p> <p>③ 立地促進事業等確認結果通知書（写） 1部</p> <p>④ 兵庫県立地資金（拠点地区進出貸付）対象事業確認結果通知書（写） 1部</p> <p>⑤ 設備の概要・金額が分かる資料（カタログ、仕様書、見積書（写）、新設・増改築施設的设计図等）、土地の売買等が確実と確認できるもの 1部</p> <p>⑥ 印鑑証明書（保証協会又は金融機関の定めるところによる。） 1部</p>			
融資フロー	<p>【母店経由】 実行報告（保証なし）、事業計画書</p>			
その他のポイント	<p>① 融資の対象事業に該当するかどうかは、県の立地促進事業等確認結果通知書及び事業計画等で申込を受け付けた機関で判断してください。</p> <p>② 融資を受けるには、立地促進事業等に該当する旨の知事の確認結果通知書（写）及び対象事業確認結果通知書（写）が必要です。</p> <p>③ 立地促進事業等の確認を受けた者については、中小企業者に限らず、融資対象となります。なお、中小企業者については、金融機関の判断により信用保証を求めることができます。</p> <p>④ 「立地促進事業等の確認」、「拠点地区」、「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」に関することにつきましては、兵庫県産業労働部産業立地室に問い合わせてください。</p> <p>⑤ 融資限度額は、一連の事業計画の中の限度とし、年度が変わっても、これまでの融資額の合計額を含むものとします。</p> <p>⑥ 事業計画書（様式第10号）は、融資実行後、母店を通じて地域経済課に送付してください。</p>			